

岡山県トラック協会 殿

岡山県備中県民局長



道路工事施工について(通知)

標記について道路交通法(昭和35年法律第105号)第80条第1項の規定に基づき
警察署長あてに協議したので通知する。

道路の種類及び路線名	県道 倉敷美袋線	位置	倉敷市 船穂町船穂 地内
工事名称	第 141-42-5 号 単県 道路工事(舗装補修)その5	施工時間	自 8時00分 至 17時00分
施工期間	自 令和8年1月5日 至 令和8年1月14日	通行禁止時間	自 9時00分 至 17時00分
工事施工の概要	L= 178m W= 7.0m 残幅員= 3.4m	工事内容	施工延長L=178m・ 幅員W=7.0~10.0(18.6m)・ 切削オーバーレイ工A=962m2
発注者	岡山県倉敷市羽島1083 岡山県備中県民局建設部維持補修課	電話	086-434-7039 担当者 岩崎 慎介
施工業者	岡山県倉敷市玉島勇崎1396-1 業者名 倉敷ロード有限会社	電話	086-528-2110 担当者 原 智和
道路対する交通措置	片側交互通行		
標識建設日	令和7年12月15日		
禁止又は規制を必要とする理由	道路工事(舗装補修)		
迂回路又は措置	無 (片側交互通行)		
所轄警察署との協議実施日	令和7年12月12日		
バス路線	無	バス会社名	

別記様式第六

道 路 使 用 許 可 申 請 書			
玉島		警 察 署 長 殿	
		7 年 12 月 9 日	
申請者		住 所 岡山県倉敷市玉島勇崎 1396-1 倉敷ロード有限会社 氏 名 代表取締役 岡部 英文	
道路使用の目的	県道倉敷美袋線舗装補修工事の為		
場所又は区間	倉敷市船穂町船穂地内 施工延長 L=178.0m W=7.0~10.0m		
期 間	令和 7 年 12 月 15 日 9 時から 令和 8 年 1 月 14 日 17 時まで (ただし、使用時間は 9 時から 17 時まで)		
方法又は形態	信号機を遮断しガードマンを配置して片側交互通行		
添 付 書 類	別紙にて		
現 場	住 所	倉敷市玉島勇崎 1396-1 倉敷ロード有限会社 TEL 086-528-2110	
責任者	氏 名	遠藤 雅文	電 話 090-9069-2616
島 交 第 3118 号			
道 路 使 用 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件	別紙のとおり		
年 月 日 7.12.12			
玉 島 警 察 署 長 印			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岡山県公安委員会に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県（代表者岡山県公安委員会）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

許 可 条 件

- 1 工事区域、周辺の交通等の支障とならない箇所に、工事内容、迂回路等を明示した標識を設置するとともに、交通事故防止に必要な防護柵等視認性の良い保安施設を設置すること。
また、交通整理・誘導に当たる要員を配置し、夜間にあつては、防護柵等の保安施設に保安灯を必要数だけ点灯するとともに、交通整理・誘導に当たる要員は、ヘルメット及び夜光服、蛍光チョッキ等を着用すること。
- 2 施工形態が片側交互通行となる場所では、工事区間の始点と終点のほか、工車両の出入り口等必要な箇所に交通整理・誘導に当たる要員を配置し、昼間は旗、夜間は赤色灯等を用いて車両等を整理・誘導すること。
- 3 道路の全幅員に及ぶ工事は、原則として片側から施工し、常に片側の道路の交通とその安全を確保すること。
- 4 歩行者用通路は、原則として1.5メートル以上を確保すること。
- 5 歩行者用通路の上空で作業をしないこと。
- 6 歩行者用通路に近接してユンボ、ブルドーザー等の重機等を使用する場合、又は深い掘削部分が歩行者用通路に近接している場合には、交通整理・誘導に当たる要員を配置すること。
- 7 許可時間以外は、原則として路面を復旧又は履工をして車両、歩行者の通行と交通の安全を確保すること。
- 8 工事区間内に道路標識、又は標示がある場合は、工事期間中は仮設し、工事終了時点で完全に復旧すること。
- 9 履工資材は、車両の通行に耐え得る強度を持ち、かつ、滑り止め効果のあるものを使用するとともに、路面に段差がないように固定すること。
- 10 大型車両の誘導停止は待避所等、交通の支障の無い場所で行うこと。

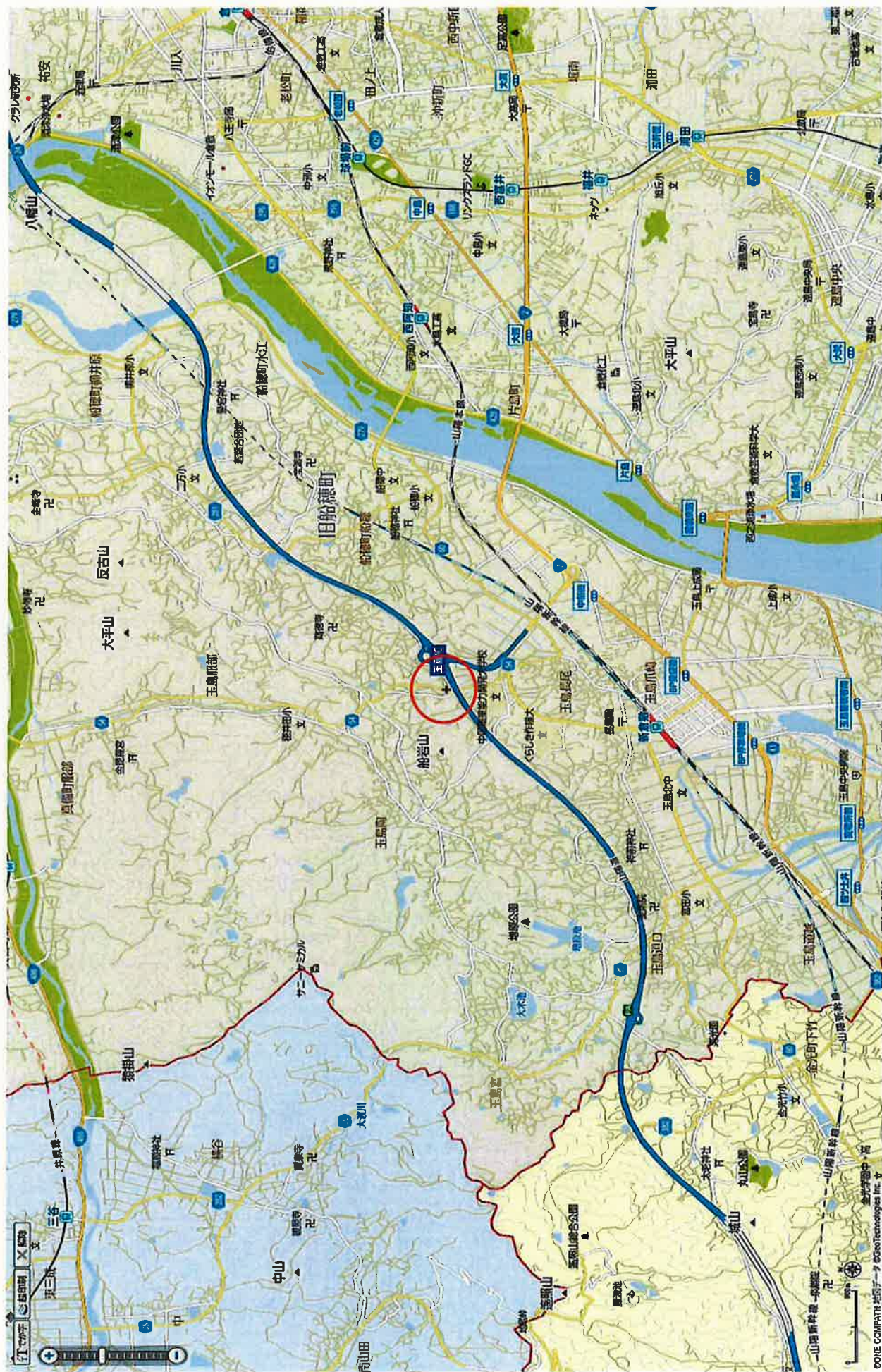
指 導 事 項

- 1 現場警察官の指示に従うこと。
- 2 現場責任者は、許可証を携帯し、警察官に提示を求められた場合には提示すること。
- 3 工事・作業現場周辺の道路には、作業待ちの車両や工事関係者の車両を駐車させないこと。
- 4 工事に際しては、あらかじめ十分な期間をもって住民対策を徹底し、必要な広報を実施すること。また、地下埋設物破損の虞のある場合は関係機関と連絡をとること。
- 5 工事等の着手前に道路使用許可条件などを工事関係者全員に対し、十分周知徹底させておくこと。

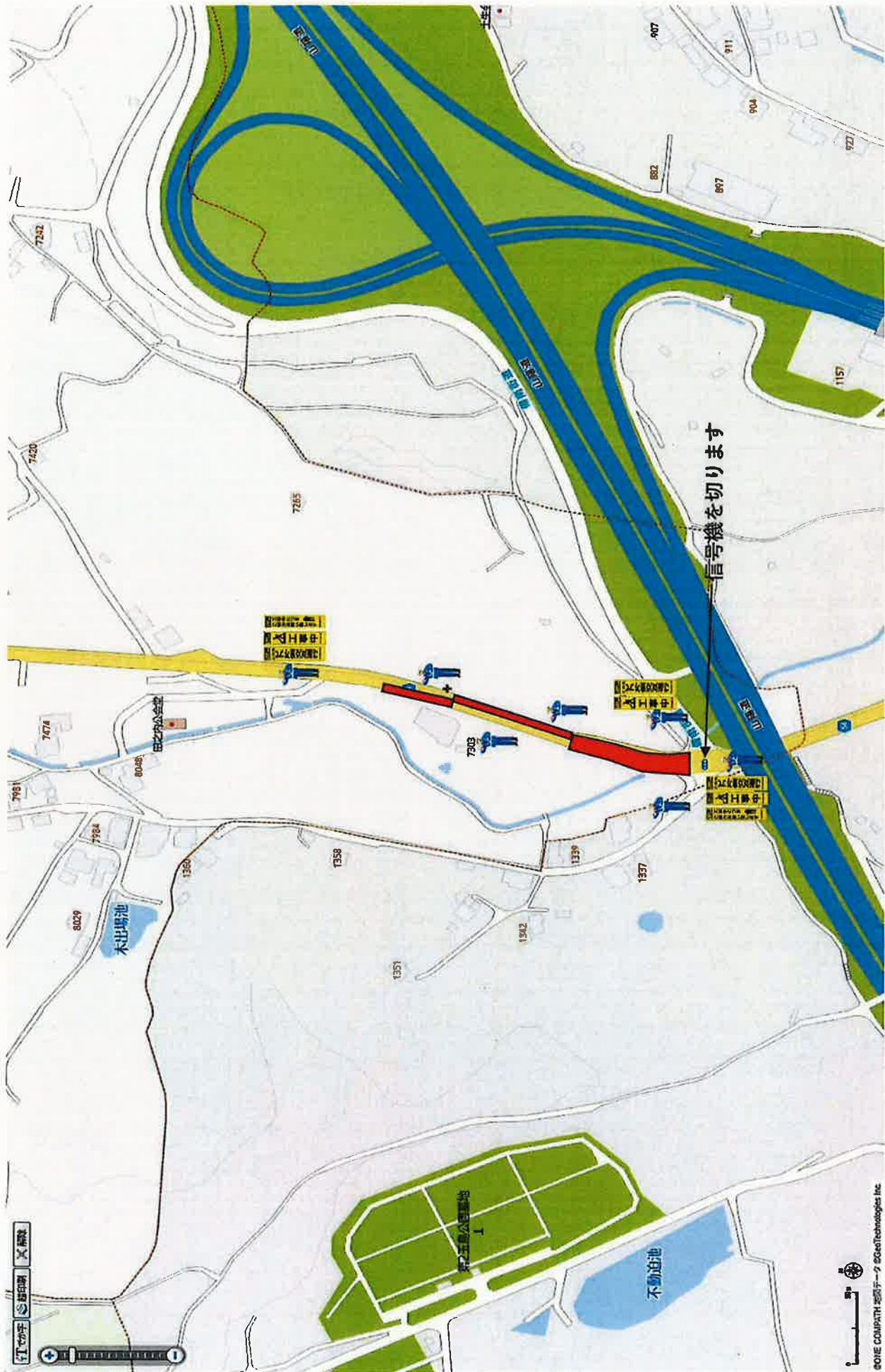
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に岡山県公安委員会に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しを訴えを提起し、又はこれらのいずれに付いても行うことができます。

位置図

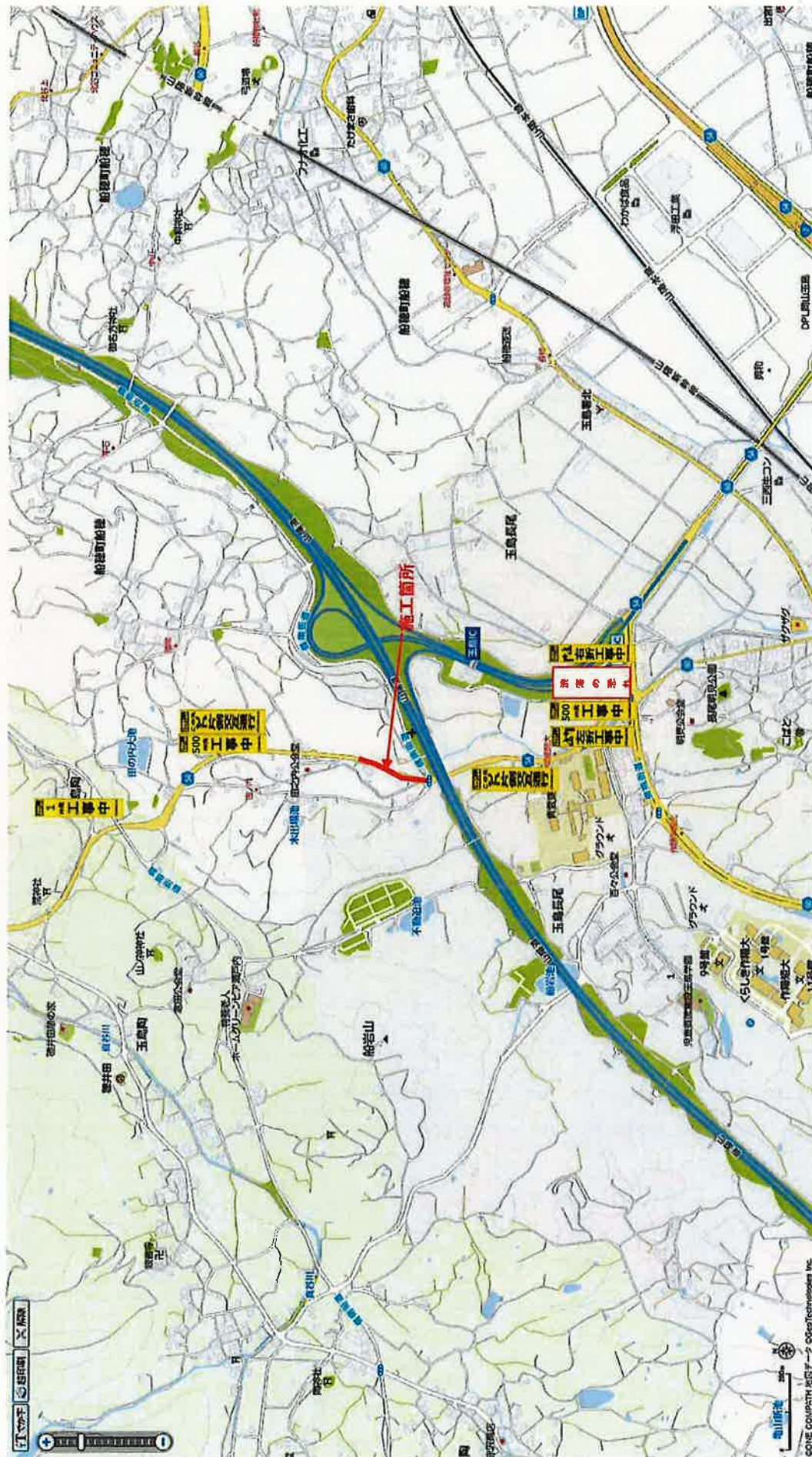
県道 倉敷美袋線



圖制規



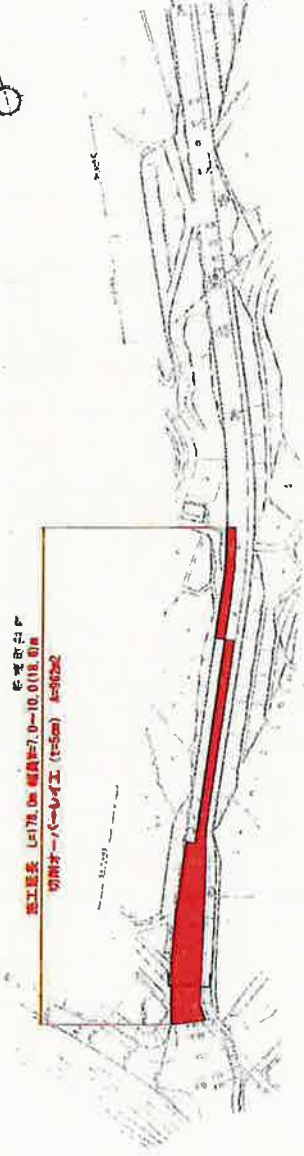
広域看板設置図



広域看板設置図



平面図 S=1/1000



縦断面図



工事名	道路 道路工事 (道路幅員) 4.0m
図面名	(注) 全断面図
図面内容	全断面・縦断面図
図尺	縦断面図 1/1
図面番号	道路幅員全断面図